

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日)
(當日起と翌日)

鳥取県条例第二十六号

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立健康増進センターの設置

及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 県民の身体的精神的健康の増進を図るため、鳥取県立健康増進セ

ンター（以下「健康増進センター」という。）を鳥取市に設置する。

(利用の許可)

第三条 健康増進センターを利用する者は、知事の許可を受けなければならぬ。

(使用料の徴収)

第四条 健康増進センターの利用については、別表に定めるところにより、
使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、
使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第六条 知事は、健康増進センターの施設設備の保全及び利用者の健康の診断、指導その他健康の増進に関する事務を財團法人鳥取県国民年金福利社協会に委託する。

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例をここに公布す

る。

昭和五十年七月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、健康増進セシターの管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第四条関係)

区 分	金額
健 康 診 断	一人一回につき 一、五〇〇円
体 力 測 定	一人一回につき 三〇〇円
体 育 指 導	一人一回につき 二〇〇円

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年七月十八日

鳥取県知事 平林三

鳥取県条例第二十七号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十二条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同条第二項に規定する基準日前の雇

第十三条第一項各号列記以外の部分中「一般の退職手当」を「第三条から第五条までの規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)」に改める。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「退職した職員」の下に「(第四項の規定に該当する者を除く。)」を加え、「第一号に規定する退職手当の額」を「第一号に掲げる額」に、「第二号に規定する額」を「第二号に掲げる額」に改め、「一年」の下に「(当該一年の期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合は、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において同じ。)」を加え、「当該退職手当」を「第一号に規定する一般の退職手当等」に、「失業保険金の日額」を「基本手当の日額」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に、「失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の規定による失業保険金」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定による基本手当」に、「失業保険金の支給を受けることができる日数(以下「基準日数」という。)」を「所定給付日数」に改め、同項第一号中「すでに」を「既に」に改め、「前条の規定による退職手当」の下に「(以下この条において「一般の退職手当等」という。)」を加え、同項第二号を次のように改める。

用期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額に

その者に係る同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

第十五条第二項を次のように改める。

2 前項第二号に規定する基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間が一年未満である職員であつて、当該勤続期間に係る職員となつた日前一年の期間内に次の各号に定める者であつたことがあるものについては、当該各号に掲げる期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に退職手当の支給を受けた場合には、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の期間を除く。）を当該勤続期間に加えた期間をもつて基準勤続期間とする。

一 職員であつた者 当該職員としての勤続期間

二 職員以外の者で、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が二十二日以上ある月が一月以上あるもの（季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。）であつた者 当該職員以外の者として勤務した期間

第十五条第三項中「退職した職員」の下に「（第五項の規定に該当する者を除く。）」を加え、「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当を「一般の退職手当等」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険金」を「基本手当」に、「金額を退職手当として」を「金額を、退職

手当として、」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

第十五条第四項から第十一項までを次のように改める。

4 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般的退職手当等のか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

5 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般的退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

6 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を

受けける前に知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第四十一条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しても、前二項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第三項の規定による退職手当を支給する。

7 第一項、第三項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第二十三条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第三項の退職手当を支給することができる。

一 知事が雇用保険法第二十三条第一項の規定の例によりその者を同項に規定する就職が困難な者であると認めた場合

二 その者が知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

三 労働大臣が雇用保険法第二十五条第一項の規定による措置を決定した場合

四 労働大臣が雇用保険法第二十七条第一項の規定による措置を決定した場合

8 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、常用就職支度金、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

一 知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第三十六条第一項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第四項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第三十六条第四項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第三十七条第三項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

四 身体障害者その他の就職が困難な者として雇用保険法第五十七条第一項に規定するものに該当する者であつて、安定した職業に就いたものの 同条第三項に規定する常用就職支度金の額に相当する金額

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第五十九条第二項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

9 前項第三号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

10 第八項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項又は第

三項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分のこれらの規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

11 第八項の規定は、第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第八項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、常用就職支度金」とあるのは「常用就職支度金」と読み替えるものとする。

第十五条第十二項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 偽りその他不正の行為によって第一項、第三項から第八項まで又は前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第三十五条の規定の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 適用日前の期間に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 適用日前に退職した職員のうち、改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第十五条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十五条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 新条例第十五条第一項及び第三項の規定の適用については、同条例第一項中「当該一年の期間内」とあるのは、「昭和五十年四月一日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに応当する日までの間」とする。

二 新条例第十五条第一項第二号に規定する基本手当の日額が旧条例第十五条第一項第二号に規定する失業保険金の日額を上回る者であつて、当該退職の日から適用日の前日までの間の日数が同項に規定する待期日数に満たないものに係る新条例第十五条第一項に規定する待期日数については、旧条例第十五条第一項第二号に規定する失業保険金の日額に同項に規定する待期日数のうち適用日以後の日数を乗じて得た額を新条例第十五条第一項第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数とする。

三 新条例第十五条第一項又は第三項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第十五条第一項又は第三項の規定による退職手当を支給することができます（新条例第十五条第一項第二号に規定する失業保険金の日額からこれららの規定により支給された当該退職手当（旧条例第十五条第九項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる適用日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。）

四 新条例第十五条第四項から第六項まで及び第七項第一号の規定は、適用しない。

五 旧条例第十五条第四項又は第六項第一号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新条例第十五条第七項

第二号又は第八項第一号に規定する知事が指示した公共職業訓練等とみなす。

4 適用日からこの条例の施行日の前日までの間に退職した職員に係る必要な経過措置については、規則で定める。

5 適用日からこの条例の施行日の前日までの期間に係る旧条例第十五条の規定により支払われた退職手当は、新条例第十五条の規定による退職手当の内払とみなす。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

2 昭和五十年四月一日からこの条例の施行日の前日までの間に農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）附則第二項の規定に基づき知事の認定を受けた合併経営計画は、鳥取県農林団体組織整備助成条例第三条第二号に規定する知事が認定した合併事業計画とみなす。

鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十八号

鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例

鳥取県農林団体組織整備助成条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号を次のように改める。

三 昭和四十四年四月一日から昭和五十三年三月三十一日（合併土地改良区）あつては、昭和五十年三月三十一日）までの間に合併したものであること。

鳥取県条例第二十九号

鳥取県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県地方港湾審議会条例（昭和四十九年六月鳥取県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方港湾に関する」を「重要港湾及び地方港湾に関する」に改める。

第二条第一項中「十三人以内」を「二十人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

四十八年 余子

境港市

高松町 三〇 を 四十八年 余子第一 境港市高松町 三〇 を

四十九年 青木第二 米子市青木 四八 を

四十九年 五十一年 五十五年 五十年 五十年 五十年

四十八年

四八

に改める。

青木第二	米子市青木	四八
末恒第三	鳥取市美萩野	一六
米田	倉吉市米田	三二
青木第三	米子市青木	一六
余子第二	境港市高松町	二四

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十一号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「二千九百円」を「三千八百円」に、「三千八百円」を

「六千五百円」に改め、同条第三項中「百十六円」を「百六十六円」に、

「該当する者については一人につき十三円（満十八歳未満の子のうち二人までについては、それぞれ三十三円。ただし、協力援助者に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあり、又はあつた者を含む。以下本条において同じ。）がない場合は、そのうち一人について

は、八十三円）」を「該当する者のうち二人までについてはそれぞれ五十円（協力援助者に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあり、又はあつた者を含む。以下本条において同じ。）がな

い場合にあつては、そのうち一人については百十六円)、その他の者については一人につき十三円)に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定は、昭和五十年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年七月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県条例第三十二号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部改正)

第一条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改める。

第四条第三項中「百十六円」を「百六十六円」に、「については一人につき十三円(十八歳未満の子のうち二人までについては、それぞれ三百三円(学校医等に第一号に掲げる者がない場合にあつては、そのうち一人については、八十三円)とする。)」を「のうち二人までの者については、それぞれ五十円(学校医等に第一号に該当する者がない場合にあつては、そのうち一人については、百十六円)を、その他の扶養親族については一人につき十三円」に改める。

第十二条第一項第一号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の五十六」に改め、同項第四号中「百分の五十五」を「百分の六十二」に改め、同項第五号中「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。

第二十一条中「七万円」を「九万円」に改める。

別表第一中「別表第一 補償基礎額表」を「別表第一 補償基礎額表(第

四条関係)」に、「一、八四七円 二、四三三円 三、〇八三円 三、一

一、三六五円 一、六九三円 二、一二三円 二、二

七八〇円 四、四六三円 五、〇六五円 二、四二八円 三、一
六一八円 三、一六三円 三、六七〇円 一、七九〇円 二、二

七三円 四、〇〇七円 四、八八五円 五、七五五円 六、五四五円
一三円 二、七四七円 三、三九二円 四、〇七八円 四、七三三円

別表第二中「別表第三 障害補償表」を「別表第一 障害補償表(第八条、第十一條関係)」に改め、同表倍数の欄中「二八〇」を「三一三」に、「一四八」を「二七七」に、「二九」を「四五」に、「一九一」を「一一三」に、「一六五」を「一八四」に、「一四〇」を「一五六」に、「一一七」を「一二一」に、「四五〇」を「五〇三」に、「三五〇」を「三九一」に、「二七〇」を「三〇一」に、「一〇〇」を「一一三」に、「九〇」を「一〇一」に、「五〇」を「五六」に改める。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「十年」を「三十年」に、「遺族補償年金の最初の支給に先立つて申し出たときは、補償基礎額の四百倍に相当する額を一時金として」を「申し出たときは、一時金(以下この条において「前払一時金」という。)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立つてしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合であっても、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

附則第三条第四項中「第二項の規定」を「第六項の規定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項の一時金は、学校医、学校歯科及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四八年三月鳥取県条例第二十号)」を「前払一時金は、学校

医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第三十二号)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が二人以上ある場合には、第一項の申出は、これらの遺族がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者がするものとする。

4 第一項の申出は、同一の災害につき二回以上することはできないものとする。

5 前払一時金の額は、補償基礎額の千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから第一項の申出をする者が同項の申出において選択した額とする。ただし、当該申出が第一項ただし書の規定によりされる場合には、補償基礎額の千倍に相当する額から当該申出がされる日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額を控除した額を超えることができない。

6 前払一時金が支給される場合における当該学校医等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第一項の申出が第二項ただし書の規定によりされた場合には、当該申出がされた日の属する月の翌月)から、その月以後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額(前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金については、その額を、一に当該最初の遺族補償年金の支給期月から当該各月までの年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき百分の五を加算して得た数で除して得た額)の合計額が当該前払一時金の額に達

する月まで、その支給を停止する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

薬局等の配置の基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。
昭和五十年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十三号

薬局等の配置の基準を定める条例を廃止する条例

薬局等の配置の基準を定める条例(昭和三十九年七月鳥取県条例第四十
四号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第四条第三項及び別表第一の規定は昭和四十九年四月一日から、新条例第十二条第一項、第二十一条及び別表第二の規定は同年十一月一日から適用する。

- 3 昭和四十九年四月一日前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は同日前にその発生が確定した疾病若しくは当該疾病による死亡に係る公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。ただし、休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、新条例第四条第三項及び別表第一の規定によるものとする。

- 4 昭和四十九年十一月一日前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は同日前にその発生が確定した疾病若しくは当該疾病による死亡に係る障害補償年金、障害補償一時金、遺族補償年金及び葬祭補償については、なお従前の例による。ただし、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、新条例第十二条第一項及び別表第二の規定によるものとする。

- 5 新条例第二十一条の規定による葬祭補償の金額が補償基礎額の六十倍に相当する金額に満たないときは、葬祭補償の金額は、当分の間、同条の規定にかかわらず、当該六十倍に相当する金額とする。